

に石礮を投ずることをいふ。享保二十年の令に『町中之者嫁娶仕候時分、水を懸又は礮打申儀堅不仕管に申渡置候。然所近年町人共嫁娶仕候得ば、夜中石を打、家なども損、あやまち人も可有之跡に御座候に付、町人共へも度々申渡置候云々。』とあり、この風俗は藩政時代を通じて止まなかつたので、その制止の令は頻々として發せられてゐる。

**ツブラジマ** 圓島 ↓ツムラジマ 津無良島。

**ツブラキ** 圓井 羽咋郡山知院に屬する部落。明應八年十二月廿四日畠山義元判一宮衆徒田島等目錄に、『百疋<sup>在圓井</sup>馬渡人連職之分。』など、見える。

**ツブラキシラヤマシヤ** 圓井白山社 羽咋郡圓井に鎮座する。式内椎葉圓比咩神社たることを主張したこともある。

**ツボウチジサエモン** 坪内次左衛門 天正十五年二月前田利長の豊前巖石城攻に従軍して奮闘した。太閤記に、前田肥前守内河原兵庫・大平左馬允・坪内次左衛門群を離れて攻め入ること速かであるとして、太閤より金錢を賜はつたとある。次左衛門の子孫は藩に居ない。

**ツボウチヌストモ** 坪内錫類 通稱金左衛門・吉郎右衛門。初め御算用者で、御次執筆から起り、小頭並に進んで新知七十石を得、文政九年三十石を加へて組外に列し、天保十三年五十石を加へた。子孫相襲く。

**ツボエサダカタ** 坪江貞固 通稱桑元。文政元年新知七十石を得て坊主頭に任じ、十二年勤仕御免、天保七年七十六歳を以て歿した。子孫藩に仕へる。

**ツボカハ** 坪川 鹿島郡一青庄に屬する部落。

**ツボカハケンゴロウ** 坪川源五郎 大聖寺藩士。御指の名人で、後に御鷹匠となつた。

**ツボカハツネミチ** 坪川常通 大聖寺の人。通稱興右衛門、字は榮卿、所居を得夫齋といふた。四郎兵衛の子で、同苗十治に養はれ、藩の算用吏となり、算學を山口知貞に學んだ。維新後文八と稱して、和算を教授し、神氏一百解・久氏三百解・點算解勾股弦一百題・歸源推歩・歸除式一百題諺解・極形術用法等を著した。

**ツボコウサプロベ** 坪光三郎兵衛 初め百助。天明七年父又八次義の遺知百八十石を襲ぎ、寛政十二年六月十四日病によつて一門へ御預、十月六日知行を召放され、俸十人扶持を受けたが、十二月四日病所内に絶死した。

**ツボコウジンエモン** 坪光甚右衛門 初め又八・五郎左衛門。延寶七年小坊主として五人扶持を受け、貞享二年御歩、寶永二年定番御歩櫻田御前附を經、享保三年同小頭として新知百石を受け、十三年三十石を加へて組外・同附御用人並となり、元文二年御廣式御用達に任じて五十石を加へ、寛保二年七十五歳の時隠居して有業と號し、十五人扶持を受けた。四代三郎兵衛の時家断絶した。

**ツボサカシンゴロウ** 坪坂新五郎 一向一揆の首領である。天正八年金澤御坊陥落の後、新五郎は徳田小次郎と共に一揆五六百を集めて、江沼郡松山に集團して事を擧げようとしたから、柴田勝家は本營を鴨野に置き、柴田勝政・溝口半左衛門・拜郷五左衛門等をして攻撃せしめた。城地の在る所三面は沼田で、東方山に連る所に壘濠を設け、土民は鐵炮を以て之を守つた。勝政乃ち大手に向かふと、一揆は門を開いて邀撃したから、直に城中に付入り、斬獲殆ど一人を遺さなかつた。新五郎も溝口半左衛門の子千熊と組討を試みたが、敗れて首を得られた。昔日北華錄に新五郎・小次郎等が金澤御坊に於いて命を限したとあるのは非であらう。

**ツボタカノコク** 坪田甘谷 金澤の俳人。通稱加兵衛又は嘉平。岡辛亭二代・冬蘭庵二代を稱した。丹頂林・菅菰庵の別號がある。春帖苗代を續刊し、文化十四年九月四日歿、享年五十九。

**ツボネ** 坪根 珠洲郡松波の小字である。能登路記に『畠中より山手へ入れば、松波散村の局といふ所へ出づるなり。昔松波常陸介家臣局五左衛門といふ人の屋敷跡ありて、其筋目とて局姓あり。』とある。

**ツボネ** 坪根 珠洲郡松波の内の小字。

**ツボノ** 壺野 ↓ツボヤマ 坪山。

**ツボノ** 坪野 能美郡山上郷に屬する部落。寶永誌に、この村領に智永寺・妙觀寺の廢址があると傳へるとある。

**ツボノ** 坪野 石川郡富樫庄に屬する部落。村内に河合才覺の邸址があつて、才覺屋敷と呼んで居る。

**ツボノ** 坪野 羽咋郡甘田保に屬する部落。

**ツボノ** 坪野 鹿島郡吉田の内の小字。

**ツボノイシ** 坪野石 石川郡坪野の産で、質堅く色黒くして茶臼として用ひられた。延寶五年四月御算用場の申渡に、坪野石の採掘は前田利常の時代から指留になつたとある。

**ツボノウチ** 坪内 鳳至郡上町野郷本江(今の上町)の内の小字。

**ツボノガハ** 坪野川 羽咋郡草木領の谷内より流出し、豊後名領で米町川の上流に落合ふ。流程三軒許。

**ツボノホ** 壺野保 祇園社記貞和三年七月二日の條に加賀國壺野保が見える。今能美郡にも石川郡にも坪野があるが、いづれとも明らかでない。

**ツボノミツ** 壺ノ水 白山々中、尾添口の登路で、水無坂の上に在る。方一米。東より西に流れ、隠々として湫流の聲を聴くが、湧出して外に溢れることがない。蓋砂石の中に伏流するもので、之を飲めば清寒骨に沁みる。石川郡大乘寺の白山水は、この水が通ずるものであるとその譜牒に書いてゐるのは、固より虚説である。

**ツボノヤマ** 坪野山 鳳至郡和田の部落から西北に在る山。高さ三〇一米。地質第三紀層。

**ツボモチ** 坪持 (一)意義一藩政の時田地割を行はざる村方に在りては、百姓持高の田畑を互に變更することがなかつた。之を坪持と稱する。田地割を行ふ村方にても、その中の一兩人が竿をはづし、所有の土地を坪持にするものがある。坪持は凡べて藩の法の禁ずる所であつたが、たとひ發覺するも嚴重の制裁がなかつた。故に天保中廢田地割の施行を督促したに拘らず、尙坪持を存した。坪持の村方に田地割を行ふ時は各人に不利を生ずるが故に、次の四種の方法を隨意採用せしめた。併し改作所より田地割を命じたる場合には作徳平均の法によらしめた。

(二)歩平均一新開等の田地にして、地味甚だしき厚薄なく、甲乙丙共に草高十石と稱する

(三)歩平均一新開等の田地にして、地味甚だしき厚薄なく、甲乙丙共に草高十石と稱する